

令和6年江南市議会6月定例会議案目録

令和6年6月7日

議案第38号	人権擁護委員の推薦について	P	3
議案第39号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	P	8
議案第40号	江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	11
議案第41号	江南市下水道条例の一部改正について	P	14
議案第42号	江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P	19
議案第43号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	P	24
議案第44号	江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	29
議案第45号	江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	33
議案第46号	令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）	P	39
議案第47号	令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	P	67
議案第48号	令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	P	75
議案第49号	令和6年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）	P	83
議案第50号	令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）	P	95

報告第1号	令和5年度江南市一般会計継続費繰越計算書について	P	112
報告第2号	令和5年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P	115
報告第3号	令和5年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書について	P	120
報告第4号	令和6年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	122

令和6年議案第38号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 仙田 桂

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 仙田桂氏が令和6年6月30日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

仙 田 桂 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和6年6月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	仙田 桂		自令和 3年 7月 1日 至令和 6年 6月30日
	古田扶三子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	佐口多寿枝		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	武馬 健之		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	宮川比佐子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	葛西 直示		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 4年10月 1日 至令和 7年 9月30日
	柴田 広美		自令和 5年 4月 1日 至令和 8年 3月31日
	大池 健弘		自令和 5年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	高田 愛子		自令和 6年 4月 1日 至令和 9年 3月31日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4及び5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和6年議案第39号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第291条の1の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正により、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるからであります。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(参 考)

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）の新旧対照表

新	旧
(事務)	
第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号に掲げる事務のうち、別表第1に定める事務については構成市町村において行う。	
(1)～(5) (略)	
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務

令和6年議案第40号

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市土地開発基金を減額し、一般会計に繰り入れるため、改正する必要があるからであります。

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「460,295,948円」を「374,310,766円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い余剰となる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより繰り入れるものとする。

(参 考)

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
の新旧対照表

新	旧
<p>(基金の額)</p> <p>第3条 基金の額は、<u>374,310,766円</u>とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第3条 基金の額は、<u>460,295,948円</u>とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

令和6年議案第41号

江南市下水道条例の一部改正について

江南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、排水設備工事責任技術者に係る常駐・専任規制の見直し等、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）

江南市下水道条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「専属する責任技術者の氏名」を「選任することとなる責任技術者の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第1号中「エまで」を「カまで」に改め、同項第2号中「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、同項第4号中「専属する」を「選任することとなる」に改め、同項第6号を次のように改める。

（6）選任することとなる責任技術者名簿

第8条第1項第1号中「次条第1項の規定により」を削り、「が1名以上専属している者である」を「を選任している」に改め、同項第4号エ中「同項第6号」を「同条第6号」に改める。

第9条の見出しを「（責任技術者）」に改め、同条第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第23条第1項第10号中「大腸菌群」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(指定の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第9条第1項の規定により、それぞれの営業所において<u>選任することとなる責任技術者の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u></p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アから<u>カ</u>までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、<u>在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)</u>又は<u>特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第9条第1項の規定により、それぞれの営業所において<u>専属する責任技術者の氏名</u></p> <p>3 同左</p> <p>(1) 次条第1項第4号アから<u>エ</u>までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し</p>

新	旧
<p><u>をいう。)</u>の写し</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>選任することとなる責任技術者の責任技術者証の写し</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>選任することとなる責任技術者名簿</u> (指定の基準)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに責任技術者として登録を受けた者<u>を選任していること。</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 暴力団排除措置対象者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、<u>同条第6号</u>に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者をいう。)</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(責任技術者)</u></p> <p>第9条 指定工事店は、営業所ごとに次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>専属する責任技術者の責任技術者証の写し</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>専属する責任技術者を証する書類</u> (指定の基準)</p> <p>第8条 同左</p> <p>(1) 営業所ごとに<u>次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。</u></p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>(4) 同左</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 暴力団排除措置対象者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、<u>同項第6号</u>に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者をいう。)</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(排水設備工事責任技術者)</u></p> <p>第9条 指定工事店は、営業所ごとに次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技</p>

新	旧
<p>術者を<u>選任</u>しなければならない。ただし、<u>同一の都道府県の区域内における他の営業所</u>について兼任することを妨げない。</p>	<p>術者を<u>専属</u>させなければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(法第12条の11の規定による除害施設の設置等)</p>	<p>(法第12条の11の規定による除害施設の設置等)</p>
<p>第23条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p>	<p>第23条 同左</p>
<p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p>
<p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、他の条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p>	<p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、他の条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

令和6年議案第42号

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項及び別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧																
(個人番号の利用範囲)																	
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。																	
2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。																	
3及び4 (略)																	
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)																
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="194 1229 384 1288">執行機関</th><th data-bbox="386 1229 790 1288">事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="194 1290 790 1348">1の項～13の4の項 (略)</td></tr><tr><td data-bbox="194 1350 384 1933">14 市長</td><td data-bbox="386 1350 790 1933">生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="194 1935 790 1993">15の項～27の項 (略)</td></tr></tbody></table>	執行機関	事務	1の項～13の4の項 (略)		14 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規則で定めるもの	15の項～27の項 (略)		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="812 1229 1002 1288">執行機関</th><th data-bbox="1003 1229 1407 1288">事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="812 1290 1407 1348">1の項～13の4の項 (略)</td></tr><tr><td data-bbox="812 1350 1002 1933">14 市長</td><td data-bbox="1003 1350 1407 1933">生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="812 1935 1407 1993">15の項～27の項 (略)</td></tr></tbody></table>	執行機関	事務	1の項～13の4の項 (略)		14 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規則で定めるもの	15の項～27の項 (略)	
執行機関	事務																
1の項～13の4の項 (略)																	
14 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規則で定めるもの																
15の項～27の項 (略)																	
執行機関	事務																
1の項～13の4の項 (略)																	
14 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務であって規則で定めるもの																
15の項～27の項 (略)																	
別表第2(第4条関係)	別表第2(第4条関係)																

新			旧		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	居宅サービス等の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」と	1 市長	居宅サービス等の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」とい

新		旧	
	<p>いう。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に準じて行われる措置に関する情報(以下「法定外生活保護関係情報」という。)又は他の条例等による助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>		<p>う。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に準じて行われる措置に関する情報(以下「法定外生活保護関係情報」という。)又は他の条例等による助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2の項～46の項	(略)	2の項～46の項	(略)

令和6年議案第43号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の健全な運営を図るための課税限度額の引上げ及び低所得者の負担を軽減するための軽減対象者の拡大について、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険税条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>240,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>240,000円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>220,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>220,000円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>240,000円</u> を超える場合には、 <u>240,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。	第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>220,000円</u> を超える場合には、 <u>220,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

(参 考)



令和6年1月26日

江南市長 澤田和延様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 古田嘉且



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和6年1月25日付け5江保第316号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月25日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは、現在合計104万円の課税限度額を令和6年度においては106万円へと2万円引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額の引き上げは、高所得層により多くの負担を求めることになるが、相当の高所得者であっても課税限度額までの負担となっている状況であることから、中間所得層の負担緩和を図ることを狙いとして、このたびの法定課税限度額の引き上げに準じて、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げることは、適当であると思われる。

令和6年議案第44号

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>

新	旧
<p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>第44条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p>
<p>第47条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>第47条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>

令和6年議案第45号

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p><u>(揭示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p><u>(揭示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施</p>

新	旧
<p>設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>	<p>設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>

新	旧
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>

令和6年議案第46号

令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度江南市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153,634千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,306,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,804,348	千円 △5,687	千円 5,798,661
	1 国庫負担金	3,726,475	669	3,727,144
	2 国庫補助金	236,792	△5,433	231,359
	4 国庫交付金	1,818,464	△923	1,817,541
16 県支出金		2,616,707	653	2,617,360
	2 県補助金	749,879	553	750,432
	3 委託金	176,241	100	176,341
19 繰入金		259,667	108,768	368,435
	1 基金繰入金	259,667	108,768	368,435
22 市債		1,017,100	49,900	1,067,000
	1 市債	1,017,100	49,900	1,067,000
歳入合計		33,152,471	153,634	33,306,105

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,082,023	千円 5,225	千円 3,087,248
	1 総 務 管 理 費	2,429,431	5,841	2,435,272
	2 徴 税 費	424,185	△616	423,569
	3 戸籍住民基本台帳費	206,533		206,533
3 民 生 費		17,304,604	76,455	17,381,059
	1 社 会 福 祉 費	8,466,912	2,766	8,469,678
	2 児 童 福 祉 費	6,589,963	72,589	6,662,552
	3 生 活 保 護 費	2,226,812	1,100	2,227,912
4 衛 生 費		2,702,209	4,827	2,707,036
	1 保 健 衛 生 費	854,150	4,827	858,977
	2 清 掃 費	1,846,923		1,846,923
7 商 工 費		393,320	6,446	399,766
	1 商 工 費	393,320	6,446	399,766
8 土 木 費		2,420,259	49,456	2,469,715
	2 道 路 橋 り ょ う 費	634,079	50,000	684,079
	4 都 市 計 画 費	739,091	242	739,333
	6 下 水 道 費	603,542	△786	602,756
9 消 防 費		1,135,948	11,125	1,147,073
	1 消 防 費	1,135,948	11,125	1,147,073
10 教 育 費		2,981,857	100	2,981,957
	1 教 育 総 務 費	444,930	100	445,030
歳 出 合 計		33,152,471	153,634	33,306,105

第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	2 徴税費	土地調査 評価事業	39,226	令和6年度	8,448	36,080	令和6年度	7,832
				令和7年度	19,228		令和7年度	17,677
				令和8年度	11,550		令和8年度	10,571

第3表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園空調設備改修事業	51,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
保育園整備事業	13,400			

[単位:千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう長寿命化事業	7,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	3,100	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
道路改良事業	27,400				16,100			
計	1,017,100				1,067,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 5,804,348	千円 △5,687	千円 5,798,661
16 県支出金	2,616,707	653	2,617,360
19 繰入金	259,667	108,768	368,435
22 市債	1,017,100	49,900	1,067,000
歳入合計	33,152,471	153,634	33,306,105

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 3,082,023	千円 5,225	千円 3,087,248
3 民生費	17,304,604	76,455	17,381,059
4 衛生費	2,702,209	4,827	2,707,036
7 商工費	393,320	6,446	399,766
8 土木費	2,420,259	49,456	2,469,715
9 消防費	1,135,948	11,125	1,147,073
10 教育費	2,981,857	100	2,981,957
歳出合計	33,152,471	153,634	33,306,105

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 2,137	千円	千円	千円 3,088
12,831	65,100		△1,476
1,222			3,605
			6,446
△21,324	△15,200		85,980
			11,125
100			
△5,034	49,900		108,768

2 歳 入

15款 国庫支出金

16款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	5,804,348	△5,687	5,798,661
	1 国庫負担金	3,726,475	669	3,727,144
	2 衛生費国庫負担金	2,439	669	3,108
	2 国庫補助金	236,792	△5,433	231,359
	1 総務費国庫補助金	42,415	330	42,745
	2 民生費国庫補助金	91,931	825	92,756
	4 土木費国庫補助金	67,911	△6,588	61,323
	4 国庫交付金	1,818,464	△923	1,817,541
	1 総務費交付金	15,009	1,807	16,816
	2 民生費交付金	1,682,878	12,006	1,694,884
	4 土木費交付金	44,022	△14,736	29,286
16	県支出金	2,616,707	653	2,617,360
	2 県補助金	749,879	553	750,432
	3 衛生費県補助金	27,878	553	28,431
	3 委託金	176,241	100	176,341

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費 負担金	669	[健康づくり課] 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 669,000円×10/10	
1 総務管理費 補助金	330	[秘書人事課] 子ども・子育て支援事業費補助金 330,000円×10/10	
3 生活保護費 補助金	825	[ふくし支援課] 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,100,000円×3/4	
1 道路 橋りょう費 補助金	△7,763	[土木課] 道路更新防災等対策事業費補助金	
3 都市計画費 補助金	1,175	[都市整備課] 地籍整備推進調査費補助金	
1 総務管理費 交付金	1,807	[市民サービス課] デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） 3,614,000円×1/2	
1 児童福祉費 交付金	12,006	[こども未来課] デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） 24,013,000円×1/2	
2 都市計画費 交付金	△14,736	[都市整備課] 社会資本整備総合交付金（道路事業）	
2 清掃費 補助金	553	[環境課] 消費者行政活性化事業費補助金 1,106,000円×1/2	

歳 入

16款 県支出金

19款 繰入金

22款 市債

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
		6 教育費委託金	183	100	283
19 繰入金			259,667	108,768	368,435
	1 基金繰入金		259,667	108,768	368,435
		1 基金繰入金	259,667	108,768	368,435
22 市債			1,017,100	49,900	1,067,000
	1 市債		1,017,100	49,900	1,067,000
		2 民生債	208,800	65,100	273,900
		5 土木債	182,800	△15,200	167,600
計			33,152,471	153,634	33,306,105

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 教育総務費 委託金	100	[教育課] 研究指定校調査研究事業委託金	
1 基金 繰入金	108,768	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金 江南市土地開発基金繰入金	22,783 85,985
2 児童福祉債	65,100	[こども未来課] 保育園空調設備改修事業債 保育園整備事業債	51,700 13,400
1 道路 橋りょう債	△3,900	[土木課] 橋りょう長寿命化事業債	
3 都市計画債	△11,300	[都市整備課] 道路改良事業債	

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 秘 書 人事費	657,334	330	657,664	330				12委託料	330
8 防 災 安全費	220,450	5,511	225,961				5,511	10需用費	638
								12委託料	4,873
計	2,429,431	5,841	2,435,272	330			5,511		

2 款 総務費
2 項 徴税费

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 税 務 費	262,169	△616	261,553				△616	12委託料	△616
計	424,185	△616	423,569				△616		

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
【給与管理事業】 12 委託料 人事給与管理システム改修委託料	330	〈特定財源〉 国 330千円 330,000円×10/10 児童手当の拡充に伴うシステム改修 補正後1,760,000円－補正前1,430,000円	
【防災センター維持運営事業】 ・ 防災センター維持事業 10 需用費 修繕料 施設	638	補正後1,017,000円－補正前379,000円	
【防災行政無線等移設事業】 12 委託料 業務委託料	4,873	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 災害時の通信手段としての防災行政無線活用による 市民への的確な災害情報の伝達 内容 防災行政無線屋外拡声子局（旧図書館）の移設	

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
【土地調査評価事業】 12 委託料 土地評価設定委託料	△616	継続費 補正後 補正前 令和6年度 7,832千円 8,448千円 令和7年度 17,677千円 19,228千円 令和8年度 10,571千円 11,550千円	

歳 出
 2 款 総務費
 3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 民 住 本 基 本 台 帳 費	206,533		206,533	1,807			△1,807		
計	206,533		206,533	1,807			△1,807		

3 款 民生費
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 域 福 祉 費	574,869	1,028	575,897				1,028	18負担金、 補助及び 交付金	1,028
3 障 害 者 福 祉 費	3,369,094	1,738	3,370,832				1,738	14工 事 請 負 費	1,738
計	8,466,912	2,766	8,469,678				2,766		

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔住民基本台帳等事業〕 ・スマート窓口推進事業		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国 1,807千円 3,614,000円×1/2	

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔社会福祉法人等支援事業〕 ・社会福祉協議会支援事業 18 負担金、補助及び交付金 社会福祉協議会補助金	1,028	補正後35,313,000円－補正前34,285,000円	
〔在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」 整備等事業〕 ・在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」改 修事業 14 工事請負費 空調設備改修工事費	1,738		

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保育費	5,480,951	72,589	5,553,540	12,006	65,100		△4,517	12委託料	2,354
								14工 事 請 負 費	55,253
								16公有財産 購 入 費	14,897
								18負担金、 補助及び 交 付 金	85
計	6,589,963	72,589	6,662,552	12,006	65,100		△4,517		

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<p>〔子育て支援施設整備等事業〕 72,589</p> <p>・ 保育園整備事業 184</p> <p>12 委託料 99</p> <p>現地浸透試験委託料</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 85</p> <p>江南市土地改良区負担金</p> <p>・ 保育園改修（空調設備）事業 57,508</p> <p>12 委託料 2,255</p> <p>工事監理委託料</p> <p>14 工事請負費 55,253</p> <p>空調設備改修工事費（古知野東）</p> <p>・ 保育園（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業 14,897</p> <p>16 公有財産購入費</p> <p>保育園整備用地費</p> <p>〔保育園保育等事業〕</p> <p>・ 保育管理システム運用事業</p>		<p>布袋北保育園駐車場</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 地 51,700千円 57,508,000円×90%</p> <p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 地 13,400千円 14,897,000円×90%</p> <p>目的 市立宮田東保育園及び藤里保育園の統合整備による 老朽化の解消及び保育サービスの充実</p> <p>内容 統合保育園整備用地の取得</p> <p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 12,006千円 24,013,000円×1/2</p>

歳 出
3 款 民生費
3 項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	2,226,812	1,100	2,227,912	825			275	12委託料	1,100
計	2,226,812	1,100	2,227,912	825			275		

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づ くり 費	825,002	4,827	829,829	669			4,158	10需用費	2,250
								11役務費	1,903
								19扶助費	674
計	854,150	4,827	858,977	669			4,158		

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,100	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 825千円 1,100,000円×3/4 就労自立給付金等の見直しに伴うシステム改修 補正後11,000,000円－補正前9,900,000円
【生活保護システム改修事業】		
12 委託料		
システム改修委託料		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	4,827	
【予防接種事業】		
・ 予防接種事業		
10 需用費	2,250	〈特定財源〉 国 669千円 669,000円×10/10
印刷製本費		
一般事業用		
11 役務費	1,903	新型コロナワクチン接種の準備、ヒトパピローマウイルス ワクチン接種の勧奨通知及び予防接種健康被害者給付費等 の給付
郵便料		
19 扶助費	674	
予防接種健康被害者給付費	669	一般事業用 補正後4,638,000円－補正前2,388,000円
予防接種健康被害者見舞金	5	郵便料 補正後5,089,000円－補正前3,186,000円

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,846,923		1,846,923	553			△553		
計	1,846,923		1,846,923	553			△553		

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企 業 誘 致 推 進 費	32,660	6,446	39,106				6,446	18負担金、 補助及び 交付金	6,446
計	393,320	6,446	399,766				6,446		

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
【ごみ処理、分別収集計画等策定事業】 ・ごみ処理基本計画改訂事業		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 県 553千円 1,106,000円×1/2	

7-1-2 企業誘致推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
【企業誘致等推進事業】 ・企業誘致等推進事業 18 負担金、補助及び交付金	6,446 3,124 3,322	★★★★★ 政策的事業 (戦略プロジェクト) ★★★★★ 中小企業再投資促進奨励金 補正後11,347,000円-補正前8,025,000円	

歳 出
 8 款 土木費
 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	634,079	50,000	684,079	△7,763	△3,900		61,663	14工 事 請 負 費	50,000
計	634,079	50,000	684,079	△7,763	△3,900		61,663		

8 款 土木費
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 都 市 整備費	428,039	242	428,281	△13,561	△11,300		25,103	27繰 出 金	242

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>道路更新防災等対策事業</p> <p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △7,763千円 補正後6,042,000円－補正前13,805,000円</p> <p>地 △3,900千円 補正後 (7,676,000円－4,221,000円) × 90% －補正前 (17,500,000円－9,625,000円) × 90%</p>	
	<p>【道路施設長寿命化事業】</p> <p>50,000</p> <p>【道路側溝・舗装等整備事業】 14 工事請負費 側溝・舗装等工事費</p>	<p>補正後250,000,000円－補正前200,000,000円</p>	

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
		<p>★★★★★ 政策的事業 (戦略プロジェクト) ★★★★★</p> <p>社会資本整備総合交付金事業 (道路事業)</p> <p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △14,736千円 補正後32,255,000円×5.5/10+ 6,748,000円×5/10 －補正前53,453,000円×5.5/10+12,902,000円×5/10</p> <p>地 △11,300千円 補正後(39,003,000円－21,114,000円)×90% －補正前(66,355,000円－35,850,000円)×90%</p>	
	<p>【交通結節点整備事業 (布袋駅東地区)】</p>		

歳出
8款 土木費
4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	739,091	242	739,333	△13,561	△11,300		25,103		

8款 土木費
6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	603,542	△786	602,756				△786	27繰出金 △786	
計	603,542	△786	602,756				△786		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	242	
<p>〔区画整理運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金 <p>〔都市計画道路整備事業（江南通線）〕</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>補正後69,379,000円－補正前69,137,000円</p> <p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>地籍整備推進調査費補助金</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 1,175千円</p> <p>補正後6,400,000円×5/10－補正前4,050,000円×5/10</p>

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△786	
<p>〔下水道経営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金 		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>補正後602,756,000円－補正前603,542,000円</p>

歳 出
 9 款 消防費
 1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 消防署費	758,962	11,125	770,087				11,125	14工 事 請 負 費	10,714
								18負担金、 補助及び 交 付 金	411
計	1,135,948	11,125	1,147,073				11,125		

10 款 教育費
 1 項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	235,921	100	236,021	100				12委 託 料	100
計	444,930	100	445,030	100					

9-1-3 消防署費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	11,125		
[消防水利整備事業] ・ 防火水槽整備・維持管理事業			
14 工事請負費	10,714	防火水槽撤去工事費	補正後32,373,000円—補正前21,659,000円
防火水槽撤去工事費			
18 負担金、補助及び交付金	411	水道工事負担金	補正後1,555,000円—補正前1,144,000円
水道工事負担金			

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	100		
[研究指定校調査研究事業] ・ 研究指定校調査研究事業			
12 委託料		〈特定財源〉	
業務委託料		県 100千円	研究指定校調査研究事業委託金
			宮田小学校

令和6年議案第47号

令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,763,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 1	千円 10,148	千円 10,149
	1 国庫補助金	1	10,148	10,149
歳入合計		8,753,255	10,148	8,763,403

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 200	千円 10,148	千円 10,348
	1 総 務 管 理 費	200	10,148	10,348
歳 出 合 計		8,753,255	10,148	8,763,403

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 1	千円 10,148	千円 10,149
歳入合計	8,753,255	10,148	8,763,403

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 200	千円 10,148	千円 10,348
歳出合計	8,753,255	10,148	8,763,403

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 10,148	千円	千円	千円
10,148			

2 歳 入

2 款 国庫支出金

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金		1	10,148	10,149
	1	国庫補助金	1	10,148	10,149
		2 社会保障・税番号 制度システム整備 費等補助金		10,148	10,148
計			8,753,255	10,148	8,763,403

3 歳 出

- 1 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一 般 管理費	200	10,148	10,348	10,148				12委託料	10,148
計	200	10,148	10,348	10,148					

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 社会保障・ 税番号制度 システム 整備費等 補助金	10,148	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 10,148,000円×10/10

1-1-1 一般管理費 [単位：千円]

説		明	
事業		備考	
〔国民健康保険システム改修事業〕 ・国民健康保険システム改修事業（給付） 12 委託料 システム改修委託料	10,148	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★★ 〈特定財源〉 国 10,148千円 10,148,000円×10/10 マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う システム改修 補正後10,348,000円－補正前200,000円	

令和6年議案第48号

令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,923千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 69,137	千円 242	千円 69,379
	1 一般会計繰入金	69,137	242	69,379
歳入合計		101,681	242	101,923

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 土地区画整理事業費		千円 77,277	千円 242	千円 77,519
	1 土地区画整理事業費	77,277	242	77,519
歳 出 合 計		101,681	242	101,923

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金	千円 69,137	千円 242	千円 69,379
歳入合計	101,681	242	101,923

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 土地区画整理事業費	千円 77,277	千円 242	千円 77,519
歳出合計	101,681	242	101,923

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 242	千円
		242	

2 歳 入

3 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
3	繰入金	69,137	242	69,379
	1 一般会計繰入金	69,137	242	69,379
	1 一般会計繰入金	69,137	242	69,379
	計	101,681	242	101,923

3 歳 出

2 款 土地区画整理事業費 1 項 土地区画整理事業費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 土地区画 整 理 事 業 費	77,277	242	77,519			242		12委託料	242
計	77,277	242	77,519			242			

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 一般会計 繰入金		242	一般会計繰入金

2-1-1 土地区画整理事業費 [単位：千円]

説		明	
事業		備考	
【換地処分清算事業】 12 委託料 換地処分等委託料 申請書作成委託料	242 209 33	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 242千円 一般会計繰入金 補正後44,993,000円－補正前44,751,000円 換地処分等委託料 補正後26,323,000円－補正前26,114,000円 申請書作成委託料 補正後1,364,000円－補正前1,331,000円	

令和6年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度江南市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的

収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,649,578 千円	1,222 千円	1,650,800 千円
第2項 営業外収益	141,612 千円	1,222 千円	142,834 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,391,665 千円	6,050 千円	1,397,715 千円
第1項 営業費用	1,370,380 千円	6,050 千円	1,376,430 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額685,101千円」

を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,494千円」に、「過年度分損益勘定留保資金509,958千円」を「過年度分損益勘定留保資金516,679千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,143千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,815千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	342,901 千円	△ 7,393 千円	335,508 千円
第5項 補助金	62,868 千円	△ 7,393 千円	55,475 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,028,002 千円	0 千円	1,028,002 千円
第1項 建設改良費	918,902 千円	0 千円	918,902 千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

[単位：千円]

事 項	期 間	限 度 額
下般若配水場2号配水ポンプインバーター装置更新工事	令和6年度～令和7年度	18,480

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,649,578	1,222	1,650,800
	2 営業外収益		141,612	1,222	142,834
		4 消費税及び地方消費税 還 付 金	228	1,222	1,450

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,391,665	6,050	1,397,715
	1 営業費用		1,370,380	6,050	1,376,430
		1 原水及び浄水費	581,834	6,050	587,884

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			342,901	△ 7,393	335,508
	5 補 助 金		62,868	△ 7,393	55,475
		1 県 補 助 金	62,500	△ 62,500	0
		3 国 庫 補 助 金		55,107	

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			1,028,002		1,028,002
	1 建設改良費		918,902		918,902
		2 水道建設改良費	804,565		804,565

令和6年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	188,326
	減価償却費	454,204
	固定資産除却費	14,300
	引当金の増減額（△は減少）	△ 3,176
	長期前受金戻入額	△ 132,845
	受取利息及び受取配当金	△ 7
	支払利息	19,963
	固定資産売却損益	20
	未収金の増減額（△は増加）	22,695
	たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,946
	未払金の増減額（△は減少）	<u>1,723</u>
	小計	562,257
	利息及び配当金の受取額	7
	利息の支払額	<u>△ 19,963</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	542,301
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 754,834
	有形固定資産の売却による収入	11
	分担金及び負担金による収入	107,475
	補助金等による収入	<u>56,147</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 591,201
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 107,100</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	42,900
	資金増加額（又は減少額）	△ 6,000
	資金期首残高	<u>1,175,130</u>
	資金期末残高	1,169,130

令和6年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		240,387	
ロ 建物	358,856		
減価償却累計額	△ 200,572	158,284	
ハ 構築物	22,019,619		
減価償却累計額	△ 11,058,951	10,960,668	
ニ 機械及び装置	2,181,424		
減価償却累計額	△ 1,575,618	605,806	
ホ 車両運搬具	13,982		
減価償却累計額	△ 10,929	3,053	
ヘ 工具器具及び備品	10,294		
減価償却累計額	△ 9,650	644	
ト 建設仮勘定		107,687	
有形固定資産合計		12,076,529	
(2) 無形固定資産			
電話加入権		1,392	
無形固定資産合計		1,392	
固定資産合計			12,077,921
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,169,130	
(2) 未収金		267,900	
貸倒引当金		△ 500	267,400
(3) 貯蔵品			819
流動資産合計			1,437,349
資産合計			13,515,270

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,583,575	
	企業債合計	<u>1,583,575</u>	1,583,575
	固定負債合計		1,583,575
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	104,395	
	企業債合計	<u>104,395</u>	104,395
	(2) 未払金		269,434
	(3) 引当金		
	賞与引当金	8,375	
	引当金合計	<u>8,375</u>	8,375
	(4) 預り金		2,400
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>386,604</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		6,678,827
	長期前受金収益化累計額	△ 3,193,821	
	繰延収益合計		<u>3,485,006</u>
	負債合計		<u><u>5,455,185</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,652,859	
	資本金合計	<u>6,855,052</u>	6,855,052
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	846,747	
	利益剰余金合計	<u>846,747</u>	846,747
	剰余金合計		<u>1,205,033</u>
	資本合計		<u>8,060,085</u>
	負債資本合計		<u><u>13,515,270</u></u>

令和6年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1 款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,649,578	1,222	1,650,800		
	2	営業外収益	141,612	1,222	142,834		
		4 消費税及び地方消費税還付金	228	1,222	1,450	1 消費税及び地方消費税還付金	1,222

支出

1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,391,665	6,050	1,397,715		
	1	営業費用	1,370,380	6,050	1,376,430		
		1 原水及び浄水費	581,834	6,050	587,884	20 修繕費	6,050

[単位：千円]

説	明
	消費税及び地方消費税還付金

1-1-1 原水及び浄水費

[単位：千円]

説	明		
事	業	備	考
	6,050		
	【施設維持管理事業】 ・取水・配水施設維持管理事業 20 修繕費 下般若配水場配水バルブ修繕		

資本的収入及び支出

収 入

1 款 資本的収入

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的収入	342,901	△ 7,393	335,508		
	5	補助金	62,868	△ 7,393	55,475		
		1 県補助金	62,500	△ 62,500	0	1 県 補 助 金	△ 62,500
		3 国庫補助金		55,107	55,107	1 国 庫 交 付 金	55,107

支 出

1 款 資本的支出

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的支出	1,028,002		1,028,002		
	1	建設改良費	918,902		918,902		
		2 水道建設改良費	804,565		804,565	24 工 事 請 負 費	

[単位：千円]

説	明
生活基盤施設耐震化等補助金	
社会資本整備総合交付金（防災・安全） 220,428,000×1/4	

1-1-2 水道建設改良費

[単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔施設維持管理事業〕 ・配水場等施設更新維持工事事業 〔基幹管路更新事業〕 ・基幹管路更新工事事業 24 工事請負費 基幹管路更新工事費	下般若配水場2号配水ポンプインバーター装置更新工事に係る 債務負担行為 期間 令和6年度～令和7年度 限度額 18,480千円 ★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国 55,107千円 220,428,000円×1/4 県 △62,500千円 補正後0円－補正前250,000,000円×1/4

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度江南市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,054,691 千円	295 千円	1,054,986 千円
第1項 営 業 収 益	476,869 千円	2,200 千円	479,069 千円
第2項 営 業 外 収 益	577,821 千円	△ 1,905 千円	575,916 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,213,216 千円	0 千円	1,213,216 千円
第1項 営 業 費 用	1,076,813 千円	0 千円	1,076,813 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額174,282千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額171,336千円」に、「当年度分損益勘定留保資金97,853千円」を「当年度分損益勘定留保資金94,907千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,299,427 千円	△ 52,650 千円	2,246,777 千円
第1項 企 業 債	1,552,200 千円	38,600 千円	1,590,800 千円
第3項 負 担 金	37,921 千円	△ 40 千円	37,881 千円
第5項 補 助 金	415,910 千円	△ 91,210 千円	324,700 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,473,709 千円	△ 55,596 千円	2,418,113 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,775,366 千円	△ 55,596 千円	1,719,770 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(汚水)	784,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	805,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
公共下水道事業(雨水)	365,100				382,600			
計	1,552,200				1,590,800			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第10条中「18,500千円」を「15,554千円」に改める。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,054,691	295	1,054,986
	1 営業収益		476,869	2,200	479,069
		2 他会計負担金	40,963	2,200	43,163
	2 営業外収益		577,821	△ 1,905	575,916
		2 他会計補助金	18,500	△ 2,946	15,554
		3 補助金	16,100	△ 2,200	13,900
		5 消費税及び地方消費税還付金	88,218	3,241	91,459

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,213,216		1,213,216
	1 営業費用		1,076,813		1,076,813
		2 雨水施設費	39,457		39,457
		6 減価償却費	577,934		577,934

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			2,299,427	△ 52,650	2,246,777
	1 企 業 債		1,552,200	38,600	1,590,800
		1 企 業 債	1,552,200	38,600	1,590,800
	3 負 担 金		37,921	△ 40	37,881
		1 他 会 計 負 担 金	34,336	△ 40	34,296
	5 補 助 金		415,910	△ 91,210	324,700
		1 国 庫 補 助 金	415,910	△ 91,210	324,700

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			2,473,709	△ 55,596	2,418,113
	1 建 設 改 良 費		1,775,366	△ 55,596	1,719,770
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	1,207,572	△ 55,596	1,151,976
		2 雨 水 施 設 整 備 費	482,476		482,476

令和6年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益（△は純損失）	△ 247,131
	減価償却費	577,934
	引当金の増減額（△は減少）	46
	長期前受金戻入額	△ 226,981
	支払利息	135,353
	未収金の増減額（△は増加）	△ 36,470
	未払金の増減額（△は減少）	<u>△ 42,066</u>
	小計	160,685
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△ 135,353</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	25,332
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,577,542
	無形固定資産の取得による支出	△ 73,881
	補助金等による収入	<u>324,568</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,326,855
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,590,800
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 697,343
	他会計からの出資による収入	<u>292,102</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,185,559
	資金増加額（又は減少額）	△ 115,964
	資金期首残高	<u>1,132,511</u>
	資金期末残高	1,016,547

令和6年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	19,601,854		
減価償却累計額	<u>△ 2,462,647</u>	17,139,207	
ロ 機械及び装置	273,790		
減価償却累計額	<u>△ 53,453</u>	220,337	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 984</u>	52	
ニ 工具器具及び備品	311		
減価償却累計額	<u>△ 295</u>	16	
ホ 建設仮勘定		<u>2,957,771</u>	
有形固定資産合計			20,317,383
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,701,562</u>	
無形固定資産合計			1,701,562
(3) 投資その他資産			
イ 出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			<u>22,019,508</u>
2 流動資産			
(1) 現金預金			1,016,547
(2) 未収金		174,581	
貸倒引当金		<u>△ 400</u>	<u>174,181</u>
流動資産合計			<u>1,190,728</u>
資産合計			<u><u>23,210,236</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	11,539,513	
	企業債合計	<u>11,539,513</u>	11,539,513
	固定負債合計		11,539,513
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	712,705	
	企業債合計	<u>712,705</u>	712,705
	(2) 未払金		803,496
	(3) 引当金		
	賞与引当金	7,068	
	引当金合計	<u>7,068</u>	7,068
	(4) その他流動負債		411
	流動負債合計	<u>411</u>	1,523,680
5	繰延収益		
	長期前受金		8,697,433
	長期前受金収益化累計額	△ 1,141,150	
	繰延収益合計	<u>△ 1,141,150</u>	7,556,283
	負債合計		<u>20,619,476</u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	829,998	
	資本金合計	<u>2,986,454</u>	2,986,454
7	剰余金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 395,694	
	利益剰余金合計	<u>△ 395,694</u>	△ 395,694
	剰余金合計		<u>△ 395,694</u>
	資本合計		<u>2,590,760</u>
	負債資本合計		<u>23,210,236</u>

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,054,691	295	1,054,986		
	1	営業収益	476,869	2,200	479,069		
		2 他会計負担金	40,963	2,200	43,163	1 他会計負担金	2,200
	2	営業外収益	577,821	△ 1,905	575,916		
		2 他会計補助金	18,500	△ 2,946	15,554	1 他会計補助金	△ 2,946
		3 補助金	16,100	△ 2,200	13,900	1 国庫補助金	△ 2,200
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	88,218	3,241	91,459	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	3,241

[単位:千円]

説	明
雨水処理負担金	
一般会計補助金	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
雨水施設費交付金	
消費税及び地方消費税還付金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業費用		1,213,216		1,213,216		
	1	営業費用	1,076,813		1,076,813		
		2	雨水施設費	39,457	39,457		
		6	減価償却費	577,934	577,934		

説 明	
事 業	備 考
	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>以下、政策的事業</p>
<p>[下水道台帳(雨水)整備事業]</p> <p>・ 内水浸水想定区域図整備事業</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △2,200千円</p> <p>補正後22,600,000円×1/2－補正前27,000,000円×1/2</p> <p>そ 2,200千円 雨水処理負担金</p> <p>補正後23,075,000円－補正前20,875,000円</p>
<p>[下水道経営事業]</p> <p>・ 企業会計経理事務</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>そ △2,946千円 一般会計補助金</p> <p>補正後15,554,000円－補正前18,500,000円</p>

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		2,299,427	△ 52,650	2,246,777		
	1	企業債	1,552,200	38,600	1,590,800		
		1 企業債	1,552,200	38,600	1,590,800	1 建設改良費の 為の企業債	38,600
	3	負担金	37,921	△ 40	37,881		
		1 他会計負担金	34,336	△ 40	34,296	1 他 会 計 負 担 金	△ 40
	5	補助金	415,910	△ 91,210	324,700		
		1 国庫補助金	415,910	△ 91,210	324,700	1 汚水管きよ 整備費交付金	△ 73,750
						2 雨水施設 整備費交付金	△ 17,460

[単位:千円]

説	明
公共下水道事業債(汚水)	21,100
公共下水道事業債(雨水)	17,500
一般会計負担金(雨水)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		2,473,709	△ 55,596	2,418,113		
	1	建設改良費	1,775,366	△ 55,596	1,719,770		
		1 汚水管きよ整備費	1,207,572	△ 55,596	1,151,976	24 工事請負費	△ 55,596
		2 雨水施設整備費	482,476		482,476		

説 明	
事 業	備 考
	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 以下、政策的事業
<p>〔管きよ布設事業〕 △ 55,596</p> <p>24 工事請負費 舗装復旧工事費(社会資本整備総合 交付金事業)</p>	<p>〈特定財源〉</p> <p>国 △73,750千円 補正後451,900,000円×1/2-補正前599,400,000円×1/2</p> <p>地 21,100千円 [社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)] 補正後(451,900,000円-225,950,000円)×90% -補正前(599,400,000円-299,700,000円)×90%</p> <p>[単市事業] 補正後(1,005,275,000円-451,900,000円)×95% -補正前(1,060,871,000円-599,400,000円)×95%</p> <p>補正後85,720,000円-補正前141,316,000円</p>
<p>〔雨水貯留施設整備事業〕</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △17,460千円 補正後175,600,000円×1/2-補正前210,520,000円×1/2</p> <p>地 17,500千円 [社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)] 補正後(283,497,000円-87,800,000円)×100% -補正前(283,497,000円-105,260,000円)×100%</p> <p>そ △40千円 補正後12,076,000円-補正前12,116,000円</p>

令和6年報告第1号

令和5年度江南市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
8	3	雨水貯留施設整備事業	120,516,000	19,822,000		19,822,000	19,789,000	33,000	33,000	33,000			
合 計			120,516,000	19,822,000		19,822,000	19,789,000	33,000	33,000	33,000			

(参考)

令和5年度江南市一般会計継続費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	継続費予算現額		通次繰越額	契約額等	当該年度執行額	翌年度繰越額	
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	令和5年度	委託料	19,822,000		19,789,000	19,789,000	33,000
				計	19,822,000		19,789,000	19,789,000	33,000
			令和6年度	委託料	100,694,000	33,000	96,492,000		
				計	100,694,000	33,000	96,492,000		
			計	120,516,000		116,281,000			
合 計				120,516,000		116,281,000			

令和6年報告第2号

令和5年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	市制70周年記念事業	20,000,000	20,000,000	そ 17,400,000		2,600,000
		防災行政無線改修事業	7,920,000	4,290,000			4,290,000
3 民生費	1 社会福祉費	(仮称)多世代交流プラザ整備事業	44,575,000	20,512,800		地 14,100,000	6,412,800
	2 児童福祉費	児童館((仮称)多世代交流プラザ)整備事業	23,471,000	10,287,200		地 6,700,000	3,587,200
	3 生活保護費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業	146,556,000	54,922,738		国 54,922,738	
		物価高騰対応重点支援給付金支給事業 (拡大分)	151,720,000	144,485,354		国 144,485,354	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	8,847,000	3,832,775		国 3,832,775	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
5 労働費	1 労働費	すいとぴあ江南維持運営事業	1,595,000	1,562,000			1,562,000
7 商工費	1 商工費	曾本地区工業用地整備推進事業	7,315,000	6,380,000			6,380,000
8 土木費	4 都市計画費	布袋駅付近鉄道高架化整備事業	12,175,000	12,175,000			12,175,000
9 消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	138,876,000	138,876,000		国 地 50,142,000 53,600,000	35,134,000
10 教育費	2 小学校費	学校施設改修（LED化）事業（小学校）	84,513,000	84,513,000		国 地 22,947,000 45,700,000	15,866,000
	3 中学校費	学校施設改修（LED化）事業（中学校）	31,141,000	31,141,000		国 地 8,303,000 16,600,000	6,238,000
合 計			678,704,000	532,977,867	17,400,000	421,332,867	94,245,000

(参考)
令和5年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	市制70周年記念事業	委託料	20,000,000	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000
			計	20,000,000	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000
		防災行政無線改修事業	委託料	7,920,000	4,290,000	0	7,920,000	4,290,000
			計	7,920,000	4,290,000	0	7,920,000	4,290,000
3 民生費	1 社会福祉費	(仮称)多世代交流プラザ整備事業	委託料	44,575,000	20,512,800	0	44,575,000	20,512,800
			計	44,575,000	20,512,800	0	44,575,000	20,512,800
	2 児童福祉費	児童館(仮称)多世代交流プラザ整備事業	委託料	23,471,000	10,287,200	0	23,471,000	10,287,200
			計	23,471,000	10,287,200	0	23,471,000	10,287,200
	3 生活保護費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業	職員手当等	1,033,000	1,032,833	1,032,833	1,033,000	0
			需用費	564,000	547,845	496,522	564,000	51,323
			役務費	7,896,000	7,896,000	4,889,005	7,896,000	3,006,995
			委託料	10,021,000	8,976,000	0	10,021,000	8,976,000
			使用料及び賃借料	702,000	702,000	283,580	702,000	418,420
			負担金、補助及び交付金	616,900,000	616,900,000	574,430,000	126,340,000	42,470,000
			計	637,116,000	636,054,678	581,131,940	146,556,000	54,922,738
		物価高騰対応重点支援給付金支給事業 (拡大分)	職員手当等	1,045,000	1,045,000	545,556	1,045,000	499,444
			需用費	240,000	240,000	148,082	240,000	91,918
			役務費	5,417,000	5,417,000	1,221,920	5,417,000	4,195,080
委託料	6,589,000		5,796,472	0	6,589,000	5,796,472		
使用料及び賃借料	379,000		379,000	76,560	379,000	302,440		
負担金、補助及び交付金	138,050,000		138,050,000	4,450,000	138,050,000	133,600,000		
計	151,720,000	150,927,472	6,442,118	151,720,000	144,485,354			

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額	
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	需用費	149,000	80,825	55,825	25,000	25,000
				役務費	4,473,000	685,500	655,500	746,000	30,000
				委託料	162,654,000	94,410,581	90,632,806	8,076,000	3,777,775
				計	167,276,000	95,176,906	91,344,131	8,847,000	3,832,775
5	労働費	1 労働費	すいとびあ江南維持運営事業	需用費	2,095,000	1,760,000	198,000	1,595,000	1,562,000
				計	2,095,000	1,760,000	198,000	1,595,000	1,562,000
7	商工費	1 商工費	曾本地区工業用地整備推進事業	委託料	7,315,000	6,380,000	0	7,315,000	6,380,000
				計	7,315,000	6,380,000	0	7,315,000	6,380,000
8	土木費	4 都市計画費	布袋駅付近鉄道高架化整備事業	委託料	1,882,000	1,881,000	0	1,881,000	1,881,000
				負担金、補助及び交付金	10,294,000	10,294,000	0	10,294,000	10,294,000
				計	12,176,000	12,175,000	0	12,175,000	12,175,000
9	消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	旅費	218,000	146,120	58,120	88,000	88,000
				役務費	252,000	209,089	120,089	89,000	89,000
				備品購入費	138,601,000	138,600,000	0	138,600,000	138,600,000
				公課費	197,000	164,600	65,600	99,000	99,000
				計	139,268,000	139,119,809	243,809	138,876,000	138,876,000
10	教育費	2 小学校費	学校施設改修（LED化）事業（小学校）	工事請負費	84,513,000	84,513,000	0	84,513,000	84,513,000
				計	84,513,000	84,513,000	0	84,513,000	84,513,000
	3 中学校費	学校施設改修（LED化）事業（中学校）	工事請負費	31,141,000	31,141,000	0	31,141,000	31,141,000	
			計	31,141,000	31,141,000	0	31,141,000	31,141,000	
合 計				1,328,586,000	1,212,337,865	679,359,998	678,704,000	532,977,867	

令和6年報告第3号

令和5年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明			
						企業債	国庫支出金	他会計負担金						
1	資本的支出	1	建設改良費	雨水貯留施設整備事業（雨水貯留施設設置工事費）	円	円	円	円	円	円	円	0	0	年度内に工事を完了することができなかったため。

（注）翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

令和6年報告第4号

令和6年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市土地開発公社事業計画について

令和6年度江南市土地開発公社事業計画を次のとおり定めるものとする。

令和6年度江南市土地開発公社事業計画

区 分	事 業 名	事 業 量 m ²	事 業 費 千円
公有地売却事業	鉄道高架仮線用地及び 代替地	1,181.60	85,986

令和6年度江南市土地開発公社予算書

令和6年度江南市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和6年度江南市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	86,336 千円
第1項 公有地取得事業収益	85,986 千円
第2項 附帯等事業収益	350 千円
第2款 事業外収益	21 千円
第1項 受取利息	1 千円
第2項 有価証券利息	20 千円

支 出

第1款 事業原価	85,986 千円
第1項 公有地取得事業原価	85,986 千円
第2款 販売費及び一般管理費	161 千円
第1項 販売費及び一般管理費	161 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出に対して不足する額 85,986千円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出	85,986 千円
第1項 借入金償還金	85,986 千円

令和6年度江南市土地開発公社予算実施計画書

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 事業収益			86,336
	1. 公有地取得		85,986
	事業収益	1. 公有用地売却収益	85,986
	2. 附帯等事業収益		350
		1. 保有土地賃貸等収益	350
2. 事業外収益			21
	1. 受取利息		1
		1. 受取利息	1
	2. 有価証券利息		20
		1. 有価証券利息	20

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 事業原価			85,986
	1. 公有地取得		85,986
	事業原価	1. 公有用地売却原価	85,986
2. 販売費及び一般管理費			161
	1. 販売費及び一般管理費		161
		1. 経費	161

令和6年度江南市土地開発公社予算実施計画書

資本の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 資本の支出			85,986
	1. 借入金償還金		85,986
		1. 償還金	85,986

令和5年度江南市土地開発公社予定損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 事業収益		
(1) 附帯等事業収益	313	313
2. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	83	83 230
3. 事業外収益		
(1) 受取利息	1	
(2) 有価証券利息	20	21
当期純利益		<u>251</u>

令和5年度江南市土地開発公社予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	1,347	
(2) 公有用地	375,391	
(3) 代替地	85,985	
流動資産合計		<u>462,723</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	10,000	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u>472,723</u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 短期借入金	0	
流動負債合計		<u>0</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	460,296	
固定負債合計		<u>460,296</u>
負債合計		<u>460,296</u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,176	
(2) 当期純利益	251	
準備金合計		<u>2,427</u>
資本合計		<u>12,427</u>
負債・資本合計		<u>472,723</u>

令和6年度江南市土地開発公社予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	1,557	
(2) 公有用地	375,391	
(3) 代替地	0	
流動資産合計		<u>376,948</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	10,000	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>386,948</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 短期借入金	0	
流動負債合計		<u>0</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	374,311	
固定負債合計		<u>374,311</u>
負債合計		<u><u>374,311</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,427	
(2) 当期純利益	210	
準備金合計		<u>2,637</u>
資本合計		<u><u>12,637</u></u>
負債・資本合計		<u><u>386,948</u></u>

令和6年度江南市土地開発公社予定公有用地等取得原価計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

直接費

(1) 支払利息	0千円
計	0千円
当年度公有地取得原価	0千円
前年度末未処分用地	461,376千円
当年度用地売却原価	85,985千円
当年度末未処分用地	375,391千円

収益的収入及び支出

収 入

第1款 事業収益

第1項 公有地取得事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 公有用地 売却収益	85,986	1	85,985	1. 公有用地 売却収益	85,986	鉄道高架仮線用地及び代替地

第2項 附帯等事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保有土地賃貸 等収益	350	350	0	1. 土地貸付 収益	350	電柱 1,500円×1本 砕石・砂利プラント及び陸砂 利原石堆積場 99,187円 (515㎡) 30,493円 (235㎡) 物流倉庫 218,884円(155.26㎡)

第2款 事業外収益

第1項 受取利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 受取利息	1	1	0	1. 受取利息	1	普通預金利子

第2項 有価証券利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 有価証券利息	20	20	0	1. 有価証券	20	岡山県平成28年度第2回公募公 債利息 (R9.3.31満期)

支 出

第1款 事業原価

第1項 公有地取得事業原価

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 公有用地 売却原価	85,986	1	85,985	1. 公有用地 売却原価	85,986	鉄道高架仮線用地及び代替地

第2款 販売費及び一般管理費

第1項 販売費及び一般管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 経費	161	106	55	1. 報酬	18	監事報酬 5,700円×3回
				8. 旅費	6	普通旅費
				10. 需用費	10	消耗品費 5 印刷製本費 5
				12. 役務費	1	残高証明発行手数料 1
				26. 公租公課	126	法人県民税均等割 21 法人市民税均等割 50 固定資産税 55

令和6年度江南市土地開発公社予算細目説明書

資本的收入及び支出

支 出

第1款 資本的支出

第1項 借入金償還金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 償還金	85,986	0	85,986	1. 償還金	85,986	鉄道高架仮線用地及び代替地

令和6年度江南市土地開発公社資金計画書

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受入資金	1,430	87,704	86,274
公有地取得事業収益	0	85,986	85,986
附帯等事業収益	313	350	37
事業外収益	21	21	0
借入金	0	0	0
前年度繰越金	1,096	1,347	251
支払資金	83	86,147	86,064
販売費及び一般管理費	83	161	78
公有地取得事業費	0	0	0
借入金償還金	0	85,986	85,986
差 引	1,347	1,557	210